

船舶事故調査報告書

平成30年7月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

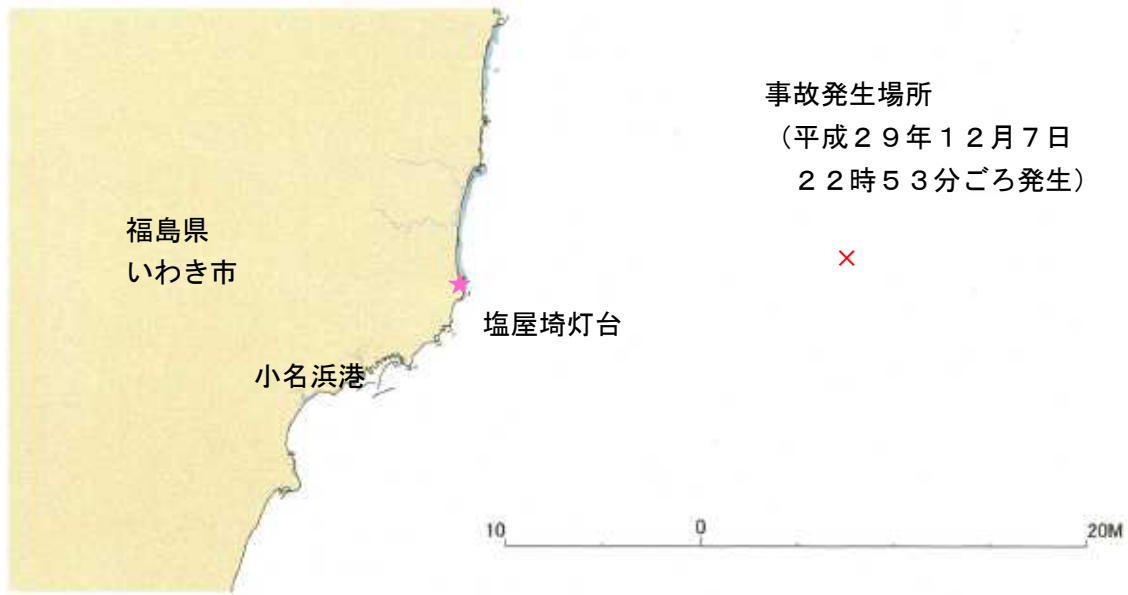
事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成29年12月7日 22時53分ごろ
発生場所	福島県いわき市塩屋埼東方沖 塩屋埼灯台から真方位089° 18.7海里（M）付近 （概位 北緯36° 59.9′ 東経141° 22.2′）
事故の概要	漁船第八十八石田丸 ^{いしだ} は、甲板上で網の整理作業中、漁労長助手が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年12月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八石田丸、300トン 141017、株式会社角石漁業 53.48m×11.00m×3.80m、鋼 ディーゼル機関、2,210kW、平成21年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成10年6月25日 免状交付年月日 平成25年2月15日 免状有効期間満了日 平成30年6月24日 漁労長 男性 61歳 海技免状等 なし 漁労長助手 男性 50歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成10年6月25日 免状交付年月日 平成25年10月23日 免状有効期間満了日 平成30年10月22日
死傷者等	死亡 1人（漁労長助手）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2 海象：うねり 波高約1m、水温 15℃
事故の経過	本船は、船長、漁労長及び漁労長助手ほか20人が乗り組み、それぞれ船長及び乗組員1人が乗り組んだ付属船2隻（以下「付属船A」、

	<p>「付属船B」という。)と共に、平成29年12月7日14時15分ごろ茨城県北茨城市大津漁港を出港し、18時00分ごろから塩屋埼東方沖においてまき網漁の操業を行っており、22時50分ごろ1回目の揚網を終了した。</p> <p>一等航海士及び甲板員は、22時53分ごろ本船が左舷方からの波を受けて右舷側に傾いた際、後部甲板右舷側船尾部で、揚網後の網の整理作業に従事していた漁労長助手が、バランスを崩して右舷船尾部付近から落水したのを目撃した。</p> <p>落水を目撃した甲板員は、直ちにマイクで漁労長助手の落水を船内に知らせた。</p> <p>船橋当直に当たっていた船長は、本船を反転させて捜索を開始した。</p> <p>通信長は、23時05分ごろ、海上保安庁へ本事故の発生を通報して救助要請を行うとともに船舶所有者へ連絡した。</p> <p>付属船A及び付属船Bは、本船の船尾方約300mを航行しており、付属船Aは、本船からの連絡を受けて落水者の捜索を開始し、付属船Bは、本船から甲板員2名を移乗させた後、落水者の捜索を開始した。</p> <p>付属船Aの乗組員は、間もなくうつ伏せの状態海面に浮かんでいる漁労長助手を発見し、救命胴衣を着用して命綱を付け、ロープを持って海中に飛び込み、漁労長助手の身体にロープを掛けて揚収しようとしたものの、自船だけで漁労長助手を揚収するのは困難だと判断し、漁労長助手の身体に掛けたロープを付属船Aの舷側に係止し、応援を待った。</p> <p>付属船Bの乗組員及び付属船Aに移乗した本船の甲板員2人は、付属船Aの乗組員を引き揚げ、次に漁労長助手の身体に掛けたロープを引いて引き揚げようとした際、同ロープが外れ、漁労長助手が海中に沈んで見失った。</p> <p>本船は、その後、僚船約50隻及び巡視船と付近海域を捜索したが、漁労長助手を発見できなかった。</p> <p>本船は、12月8日に茨城県神栖市波崎漁港^{かみす はさき}に入港して漁獲物の水揚げを行った後も僚船と共に捜索を継続したが、漁労長助手は、発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 漁労長助手の作業位置図、写真1 後部甲板、写真2 漁労長助手の作業位置 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、漁労長が船橋で網入れ及び揚収の指示を、船長が船橋で操船を、通信長が無線連絡を行っており、他の乗組員20人が甲板上で網を取り扱って操業していた。</p> <p>漁労長助手の作業位置は、船橋からは巻取りクレーンの操作盤で死角となって見えなかった。</p>

	<p>落水を目撃した一等航海士及び甲板員は、後部甲板右舷側船尾部にいた漁労長助手の船首側で作業していた。</p> <p>船長は、本事故後、落水を目撃した甲板員から、船体が動揺した際、巻取りクレーンから吊っていた網が揺れ、漁労長助手がこの網に当たったか避けようとしてバランスを崩し、右舷側から落水したようだと聞いた。</p> <p>本船は、ふだん、14時00分ごろ波崎漁港を出港し、日没から日出まで操業して、翌日の午前中に帰港して漁獲物を荷揚げしていた。</p> <p>漁労長助手は、昭和58年3月から本船に乗船しており、本事故発生当時は乗組員を指導する立場にあった。</p> <p>漁労長助手は、泳ぐことは不得手で、ふだんは救命胴衣を着用していたが、カップの下に着用していることが多く、本事故当時、着用していたかどうかは不明であった。</p> <p>本船の気体密封式救命胴衣は、型式検定を受けていたものであり、3年毎に交換する必要があったが、平成28年5月に有効期限が切れており、気体が抜けているものもあった。</p> <p>漁労長助手は、平成30年2月16日に死亡認定により死亡届が受理され、除籍された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり 不明 あり</p> <p>漁労長助手は、行方不明となり、後日、除籍された。</p> <p>本船は、塩屋埼東方沖において、後部甲板右舷側船尾部で揚網後の網の整理作業中、漁労長助手が落水したものと考えられる。</p> <p>漁労長助手は、本船が波を受けて船体が動揺した際、巻取りクレーンから吊っていた網が揺れ、同網に当たったか避けようとしてバランスを崩して落水した可能性があると考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>漁労長助手は、うつ伏せの状態で見えているところを一旦は発見されたものの、救助作業中に身体に掛けたロープが外れて海中に沈んだことから、行方不明になったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が塩屋埼東方沖において、後部甲板右舷側船尾部で揚網後の網の整理作業中、漁労長助手が落水し、うつ伏せの状態で見えているところを一旦は発見されたものの、救助作業中に身体に掛けたロープが外れて海中に沈んだことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を指揮する者は、作業の安全を監視すること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・甲板上で作業をする際は、船体の動揺を考慮して、漁具等が当たらないように、作業位置に注意すること。・救命胴衣は、適切に管理し、有効なものを着用すること。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図



付図2 漁労長助手の作業位置図

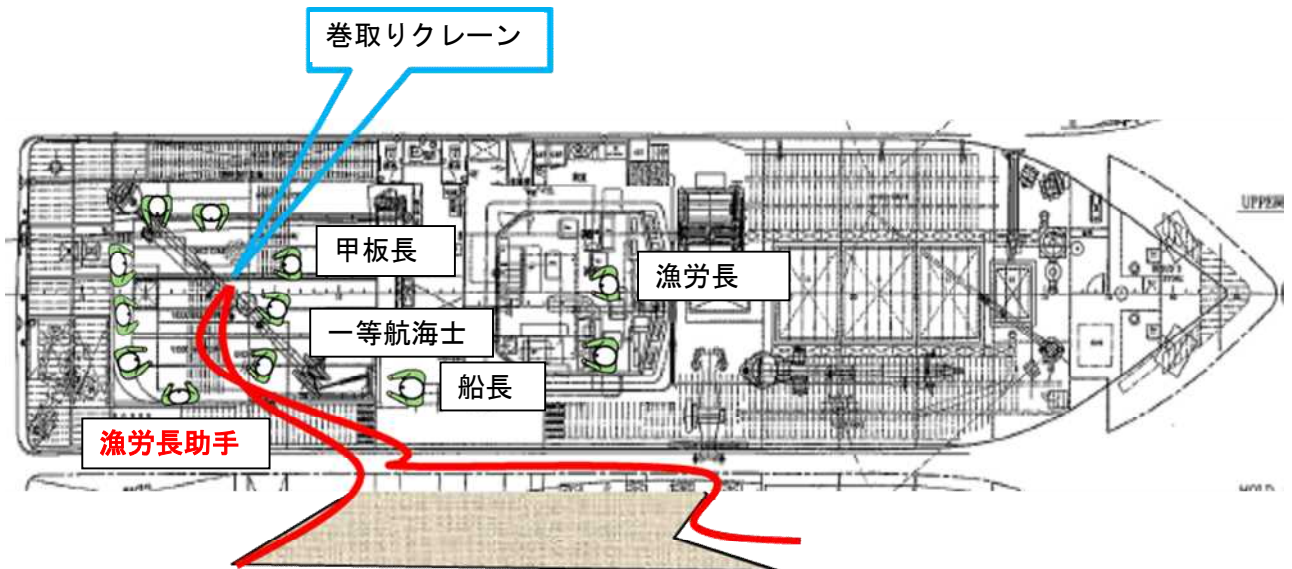


写真1 後部甲板



写真2 漁労長助手の作業位置

